# 彦根総合地方卸売市場業務規程施行細則

## 目次

- 第1章 総則(第1条-第2条)
- 第2章 市場関係事業者
  - 第1節 卸売業者(第3条-第8条)
  - 第2節 買受人(第9条-第13条)
  - 第3節 関連事業者(第14条-第19条)
- 第3章 卸売市場の業務の方法
  - 第1節 開設者の業務の方法(第20条-第22条)
  - 第2節 売買取引および決済の遵守事項 (第23条-第29条)
- 第4章 市場施設等の使用(第30条-第40条)
- 第5章 監督(第41条)
- 第6章 雑則 (第42条-第43条)

付則

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この施行細則は、彦根総合地方卸売市場業務規程(以下「業務規程」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この施行細則において使用する用語は、業務規程において使用する用語の例による。

# 第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者

(卸売業務の承認の申請)

第3条 業務規程第6条の規定により市場の卸売業者として卸売業務を行おうとするものは、次の書類を添付のうえ卸売業務承認申請書(別記様式第1号)を開設者に提出しなければならない。

イ 定款

- 口 登記事項証明書
- ハ 役員名簿
- 二 卸売業務計画書(別記様式第2号)
- ホ 最近1年間における事業報告書および決算報告書
- へ 誓約書 (別記様式第3号。以下同じ。)
- ト 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(別記様式第4号)
- 2 卸売業者は原則法人とするが、法人でない者が申請するときの添付書類については、 開設者が決定するものとする。

(卸売業務承認証の交付等)

**第4条** 開設者は、卸売業務を承認したときは、当該卸売業者に卸売業務承認証(別記様式第5号)を交付するものとする。

(卸売業者の保証金の額)

**第5条** 業務規程第9条に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、次のとおりとする。

野菜、果実およびこれらの加工品に係る卸売業者 5,200,000円 生鮮水産物およびその加工品に係る卸売業者 4,200,000円 (卸売業務の承認の取消し)

**第6条** 開設者は、業務規程第13条の規定により卸売業務の承認を取り消したときは、 卸売業務承認取消通知書(別記様式第6号)を交付するものとする。

(卸売業者の事業報告書)

第7条 業務規程第14条第1項の規定により卸売業者が提出する事業報告書は、卸売市

場法施行規則(昭和46年農林省令第53号。以下「法施行規則」という。)第21条 第1項に規定する別記様式第2号の事業報告書によるものとする。

(卸売業務廃止届)

第8条 業務規程第15条の規定により卸売の業務を廃止しようとするときは、第4条の規定により交付された卸売業務承認証を添付のうえ卸売業務廃止届書(別記様式第7号)を開設者に提出しなければならない。

## 第2節 買受人

(買受人の届出)

- 第9条 業務規程第16条第1項に規定する買受人の届出は、買受人届出書(別記様式第8号)に次の各号に定める書類を添付して開設者に届け出なければならない。
  - (1) 届出人が法人でない場合
    - ア 住民票
    - イ 取引契約書(卸売業者の指定。以下同じ。)
    - ウ 連帯保証契約書(卸売業者の指定。以下同じ。)
    - 工 誓約書
    - オ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(別記様式第4号の2。以下本条において同じ。)
  - (2) 届出人が法人である場合
    - ア 商業法人登記簿謄本
    - イ 代表者の住民票
    - ウ取引契約書
    - 工 連帯保証契約書
    - 才 誓約書
    - カ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書

(買受人届出受理書等の交付等)

- 第10条 開設者は、買受人届出書を受理したときは買受人名簿(別記様式第9号)に登載のうえ、当該買受人に買受人届出受理書(別記様式第10号)および買受人章(別記様式第11号)ならびに帽子を交付するものとする。
- 2 買受人は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、原則買受人章および帽子を着用するものとする。
- 3 買受人は、買受人章または帽子を紛失またはき損したときは、直ちにその旨を開設者 に届け出て再交付を受けるものとする。この場合において、買受人は、それらにかかる 実費を弁償するものとする。
- 4 買受人は、その資格を失ったときは、速やかに買受人章および帽子を開設者に返還するものとする。

(買受人届出の更新)

- 第11条 買受人は、業務規程第16条第4項の規定により買受人の届出の有効期間満了の 日以降も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、当該有効期間の満了の日 までに、買受人届出更新書(別記様式第12号)を開設者に提出しなければならない。 ただし、卸売業者から買受人届出更新書を提出する必要がない旨の通知がある買受人に ついては、その届出を免除することができる。
- 2 第1項の買受人届出更新書の添付書類については、第9条に準じ卸売業者と協議の うえ開設者が決定する。
- 3 開設者は、第1項の買受人届出更新書を受理した買受人および第1項ただし書きで買受人届出更新書の提出を免除された買受人に対して更新書(別記様式第13号)を交付するものとする。

(買受人変更届出書、買受人廃止届出書等)

- 第12条 買受人は、業務規程第16条第2項第1号または第2号に該当することとなったときは、遅滞なく買受人変更届出書(別記様式第14号)を開設者に届け出なければならない。
- 2 買受人は、業務規程第16条第2項第3号に該当することとなったときは、遅延なく買受人章および帽子とともに買受人廃止届出書(別記様式第15号)を開設者に届け出なければならない。
- 3 業務規程第16条第3項に該当することになったとき、当該買受人の相続人または 清算人の届出には第2項の規定を準用する。ただし、当該買受人の相続人が継続して 卸売業者から卸売を受けようとするときは、第1項の規定を準用する。
- 4 開設者は、買受人変更届出書または買受人廃止届出書が提出された場合には、届出者と協議しながらその他必要な書類を添付させ更新・廃止手続きを行わなければならない。

(買受人の保証金の寄託)

第13条 業務規程第18条に規定する買受人の保証金の寄託については、卸売業者が買受人と締結する取引契約において金額その他必要な事項を明記しなければならない。

# 第2節 関連事業者

(関連事業者の承認の申請)

- 第14条 業務規程第19条の承認を受けようとする者は、関連事業者承認申請書(別記様式第16号)に次の各号に定める書類を添付して開設者に申請しなければならない。
  - (1) 申請者が法人でない場合
    - ア 履歴書 (別記様式第17号)
    - イ 誓約書
    - ウ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(別記様式第4号の3。以下本条において同じ。)

- エ 関係行政庁の許認可を必要とする業種についてはその許認可証
- 才 住民票
- (2) 申請者が法人である場合
  - ア 定款の写し
  - イ 商業法人登記簿謄本
  - ウ 貸借対照表および損益計算書
  - エ 代表者の住民票
  - 才 誓約書
  - カ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書
  - キ 関係行政庁の許認可を必要とする業種についてはその許認可証

(関連事業者承認証の交付等)

第15条 開設者は、関連事業者の承認をしたときは、当該関連事業者に関連事業者承認証 (別記様式第18号)を交付するものとする。

(関連事業者の保証金の額)

第16条 業務規程第20条第3項の関連事業者の預託すべき保証金の額は、当初の賃貸借 契約締結時の当該関連事業者に係る市場施設使用料月額の12月分相当額とする。ただ し、当初の賃貸借契約締結時に関連事業者から保証金減額申請書(別記様式第19号) により減額の申請があった場合、やむを得ないものと判断されるときに限り、減額する ことができる。

(関連事業者の承認の取消し)

第17条 開設者は、業務規程第21条の規定により関連事業者の承認を取り消したときは、関連事業者承認取消通知書(別記様式第20号)を交付するものとする。

(関連事業者業務内容報告書)

第18条 業務規程第22条第2項の規定による報告は、関連事業者業務内容報告書(別記様式第21号)によるものとする。

(関連事業者名称変更等届出書、関連事業者廃止届出書等)

- 第19条 関連事業者は、業務規程第23条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったときは、関連事業者承認証を添付のうえ遅滞なく関連事業者名称変更等届出書(別記様式第22号)を開設者に届け出なければならない。
- 2 関連事業者は業務規程第23条第1項第4号に該当することとなったときは、関連事業者承認証を添付のうえ遅延なく関連事業者廃止届出書(別記様式第23号)を届け出なければならない。
- 3 業務規程第23条第2項に該当することとなったときには、当該関連事業者の相続人 または清算人の届出には、第2項の規定を準用する。ただし、当該関連事業者の相続人 が、関連事業者として営業を継続する場合には、第1項の規定を準用する。
- 4 開設者は、関連事業者名称変更等届出書または関連事業者廃止届出書が提出された場

合には、届出者と協議しながらその他必要な書類を提出させ更新・廃止手続きを行わなければならない。

# 第3章 卸売市場の業務の方法

## 第1節 開設者の業務の方法

(開設者による売買取引の結果等の公表)

- **第20条** 業務規程第25条の売買取引の結果等の公表については、次の各号のとおりとする。
  - (1) 開設者は、卸売業者から第29条第1項第1号の規定による報告を受けたときは、速やかにその日の主要な品目の卸売予定数量を市場内に掲示するものとする。
  - (2) 開設者は、卸売業者から第29条第1項第2号の規定による報告を受けたときは、その日の主要な品目の卸売の数量および価格(消費税額および地方消費税額を除く。)を市場内に掲示するものとする。

(開設者による売買取引の方法および決済の方法の公表)

**第21条** 業務規程第26条の規定による公表は、開設者が市場内に掲示する方法によるものとする。

(開設者による市場の運営状況の報告)

- 第22条 開設者は、業務規程第27条の規定により事業年度ごとに7月末日までに滋賀県 知事に法施行規則第30条に規定されている別記様式第7号による運営状況報告書を提 出しなければならない。
- 2 前項の運営状況報告書には、第7条の規定により提出された事業報告書を添付しなければならない。

# 第2節 売買取引および決済の遵守事項

(卸売業者による売買取引等の決定)

- **第23条** 業務規程第29条の規定によるせり売もしくは入札の方法または相対取引による 売買取引に関しては、業務規程およびこの施行細則に定めるほか、卸売業者が決定し円 滑に売買取引を行うものとする。
- 2 その他売買取引に係る手順および取り決め等については、慣行および取引参加者当事 者間での取り決めをもとに卸売業者が決定するものとする。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

- **第24条** 業務規程第31条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について、卸売業者が市場内に掲示する方法により行わなければならない。
  - (1) 営業日および営業時間
  - (2) 取扱品目
  - (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
  - (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者または買受人が負担する費用の種類、内容およびその額

- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日および支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者または買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容およびその額(その交付の基準を含む。)
- 2 前項第4号および第6号において規定される金額については、前月における総額を公表するものとする。

(委託手数料の率の届出)

- **第25条** 業務規程第33条1項の規定による届出および変更の届出は、委託手数料率(変更)届出書(別記様式第24号)によるものとする。
- 第26条 業務規程第33条2項に規定する品目の区分は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 野菜およびその加工品
  - (2) 果実およびその加工品
  - (3) 生鮮水産物およびその加工品

(売買代金回収業者等)

- **第27条** 卸売業者がその売買代金の回収業務を委託する業者は、ヒコネカウント株式会社とする。
- 2 支払期日等の周知方法は、ヒコネカウント株式会社が作成した決済予定カレンダーを 買受人に配布すると共に市場内に掲示することによるものとする。
- 3 その他業務規程第35条に係る決済については、買受人、卸売業者およびヒコネカウント株式会社との3者間で締結する取引契約書の取り決めによるものとする。

(卸売代金の変更)

- **第28条** 業務規程第36条ただし書の正当な理由があると確認したときは、卸売をした生 鮮食料品等が次の各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 市場取引の経験から予見できないかしがあるとき。
  - (2) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。
  - (3) 見本と現品が著しく相違しているとき。
  - (4) 委託者が、故意または過失により粗悪品を混入しているときまたは選別不十分であるとき。
- 2 卸売業者は、業務規程第36条ただし書の確認を受けようとするときは、卸売代金変 更理由確認申請書(別記様式第25号)により開設者に申請しなければならない。
- 3 開設者は、業務規程第36条ただし書の確認をしたときは、当該卸売業者に卸売代金 変更理由確認証明書(別記様式第26号)を交付するものとする。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

- **第29条** 業務規程第38条の規定による卸売業者の売買取引の結果等の公表は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 卸売業者は、原則毎開場日に生鮮食料品等について、その日の主要な品目の卸売 予定数量を卸売予定数量等報告書(別記様式第27号)により開設者に報告し、販

売開始時刻までに市場内に掲示するものとする。

- (2) 卸売業者は、主要品目販売価格報告書(別記様式第28号)により毎開場日、当日販売をした生鮮食料品等の数量および価格(消費税額および地方消費税額を除く。以下同じ。)を開設者に報告し、市場内に掲示するものとする。
- (3) 卸売業者は、月間市況等報告書(別記様式第29号)により、毎月10日までに前月中に卸売をした生鮮食料品等についての市況ならびに卸売をした生鮮食料品等の数量および金額(消費税額および地方消費税額を除く。)を開設者に報告するものとする。
- (4) 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額(総額) および奨励金等の種類ごとの交付額(総額) を市場内に掲示するとともに開設者にその写しを提出するものとする。

# 第4章 市場施設等の使用

(市場施設の使用の指定等)

- 第30条 開設者は、業務規程第41条第1項の規定により、卸売業者および関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件を指定したときは、市場施設使用指定証(別記様式第30号)を交付するものとする。
- 2 業務規程第41条第2項の許可を受けようとする者は、誓約書および暴力団等の排除 に係る誓約書兼同意書(別記様式第4号の4)を添付のうえ市場施設使用許可申請書 (別記様式第31号)により開設者に申請しなければならない。
- 3 業務規程第41条3項の許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書により 開設者に申請しなければならない。
- 4 開設者は、第2項および第3項の申請の許可をしたときは、市場施設使用許可証(別 記様式第32号)を交付するものとする。
- 5 市場施設の指定または許可の期間は、3年以内とし、これを更新することができる。
- 6 開設者は、第1項の指定証、第2項または第3項の許可証を交付した後であっても、 必要があると認めるときは、その位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更するこ とができる。

(市場施設使用指定(許可)取消書)

第31条 開設者は、業務規程第42条の規定により市場施設使用の指定または許可を取り消したときには、市場施設使用指定(許可)取消書(別記様式第33号)を交付するものとする。

(賃貸借契約書)

第32条 業務規程第43条に規定する賃貸借契約の締結には、賃貸借契約書(別記様式第34号)の使用を原則とし、開設者は相手方との協議により契約内容を確認しながら進めていくものとする。

(市場施設用途変更(転貸)承認申請書)

第33条 市場施設使用者が業務規程第44条ただし書の承認を受けようとするときは、市場施設用途変更(転貸)承認申請書(別記様式第35号)により開設者に申請しなければならない。

(原状変更の承認の申請)

- 第34条 市場施設使用者が業務規程第45条第1項ただし書の承認を受けようとするときは、市場施設原状変更承認申請書(別記様式第36号)に次の各号に掲げる書類を添付して開設者に申請しなければならない。
  - (1) 設計図書
  - (2) 仕様書
  - (3) 工程表
- 2 業務規程第45条第1項ただし書の承認を受けて市場施設の原状変更を行った市場施 設使用者は、当該工事が完了したときは、速やかにその旨を開設者に届け出て、その検 査を受けなければならない。

(返還の届出)

第35条 業務規程第46条の規定により市場施設を返還すべき者は、返還する日前7日までに、市場施設返還届(別記様式第37号)を開設者に提出し、その検査を受けなければならない。

(返還期限後の施設使用料相当額の納付)

第36条 業務規程第46条の規定により市場施設を返還すべき者が、開設者の指定する期間の終了後10日以内にこれを返還しないときは、その者は、返還期限の翌日から返還を完了する日までの市場施設使用料相当額を納付しなければならない。

(市場施設使用者の負担する費用)

- 第37条 業務規程第49条第4項の開設者が指定する費用は、使用の指定または許可を受けた市場施設で使用する電力、ガス、上下水道、冷暖房および電話等の費用のほか、次の各号に掲げる経費とする。
  - (1) 市場内の使用の指定または許可を受けた市場施設以外の部分の使用に係る電力、 ガス、上下水道等の費用(以下「共用費」という。)
  - (2) 市場の維持管理に要する次の経費(以下「共益費」という。)
  - ア 電気、機械設備の保守点検に要する費用
  - イ 清掃、衛生および塵芥処理に要する費用
  - ウ 警備に要する費用
  - エ 植栽管理、除雪その他のメンテナンスに要する費用
  - オ 前各号のほか開設者が市場施設使用者の負担とすることを適当と認める経費
- 2 市場施設使用者ごとの共用費および共益費の負担割合は、開設者が算定する。

- 3 業務規程第49条第5項の開設者が指定する費用は、市場施設のうちスイッチ、照明 器具、扉の把手、ガラスその他構造上軽易な部分の修繕等に要する費用とする。
- 4 市場施設使用者の負担とする費用については、開設者が市場施設使用料の請求に合わせて請求を行うものとする。

(市場施設使用料の納期限)

- 第38条 市場施設使用料の納期限は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 卸売業者の卸売月額に応じて定める市場施設使用料 当該月の翌月末
  - (2) 前号に定めるもの以外の市場施設使用料 当該月末
- 2 開設者は、特別の事情があると認めるときは、前項各号の納期限を変更することができる。

(会議室の使用の申請)

第39条 業務規程第50条の使用の許可を受けようとする者は、会議室使用許可申請書 (別記様式第38号)により開設者に申請しなければならない。

(市場施設使用料等の減免の申請)

第40条 業務規程第51条の使用料等の減免を受けようとする者は、市場施設使用料等減免申請書(別記様式第39号)により開設者に申請しなければならない。

## 第5章 監督

(立入検査員証)

第41条 業務規程第52条第1項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、立入検査員証(別記様式第40号)とする。

#### 第6章 雑則

(入場の制限等)

- **第42条** 開設者は、業務規程第56条の規定により次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、または退去を命ずることができる。
  - (1) 市場の業務に支障を及ぼす行為を行った者または行う恐れがあると認める者
  - (2) 危険物またはごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者または持ち込んだ者
  - (3) 開設者の許可なく大音量のスピーカーで放送する者または放送する恐れがあると 認める者
  - (4) 開設者の許可なく騒音、雑音を出す者または出す恐れがあると認める者
  - (5) その他開設者が適当でないと認める者

(市場施設の清掃等)

- **第43条** 業務規程第57条の規定により市場施設使用者は、次の各号に定めるところにより市場施設の清潔を保持しなければならない。
  - (1)業務終了後は使用の指定または許可を受けた市場施設を清掃し、廃棄物を自己の責任において処分すること。

- (2) 商品、容器その他のものを使用の指定または許可を受けた市場施設以外の場所へ 放置しないこと。
- (3) 市場内において廃棄物を焼却しないこと。
- 2 市場施設使用者の全員またはその一部の用に供されるべき市場の部分の清掃について は、関係者が連帯して行わなければならない。

#### 付 則

- 1 この施行細則は、平成4年3月25日から施行する。
- 2 この施行細則の規定に基づく許可等の申請その他の準備行為は、施行日前においても 行うことができる。

## 付 則

この施行細則は、平成7年3月1日から施行する。

#### 付 則

この施行細則は、平成12年9月26日から施行する。

#### 付 則

この施行細則は、平成17年11月1日から施行する。

#### 付 則

この施行細則は、平成21年6月1日から施行する。

## 付 則

この施行細則は、令和元年10月1日から施行する。

## 付 則

- 1 この施行細則は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 この施行細則の施行前にこの施行細則による改正前の彦根総合地方卸売市場業務規程 施行細則(以下「旧施行細則」という。)によってした処分、手続きその他の行為は、 この施行細則による改正後の彦根総合地方卸売市場業務規程施行細則(以下「新施行細 則」という。)中にこれに相当する規定があるときは、新施行細則に基づく相当規定に よってしたものとみなす。
- 3 業務規程付則第2項の規定により卸売業者として承認を受けたものとみなされた者は、新施行細則第3条の規定による卸売業者承認申請書等を提出したものとみなす。